

★市県民税特別徴収義務者様へのお知らせ

平成19年1月1日以降の退職金の支払から
退職所得に係る分離課税の税率が変更されます。
(市県民税・所得税)

退職所得（分離課税に係る所得割）に係る特別徴収税額表の廃止

個人市県民税（住民税）

◆これまで、退職所得に係る市県民税（住民税）の所得割の額は、地方税法附則第7条の規定（市県民税の分離課税に係る所得割額の特例等）により、地方税法別表第1及び別表第2（特別徴収税額表）に掲げる市民税・県民税それぞれの税額の合計とされてきました。

◆しかし、平成19年度の市県民税・所得割の税率及び平成19年分の所得税の税率が、国から地方への税源移譲（三位一体改革）に伴い大きく改正されました。この税源移譲により、退職所得に係る市県民税（所得割）の税額が従来より比較的容易に計算できることから、特別徴収税額表は廃止され、下記表①の税率で計算した市県民税額を、平成19年1月以降の退職金支払から、納付していただくこととなります。ただし、市県民税算出税額の10分の1相当額を控除する特例措置（地方税法附則第7条）は残されています。

◆また、退職金支払の際に、長浜市に提出いただく「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入申告内訳書（又は特別徴収納入書裏面の「退職所得に係る市民税県民税納入申告書）」についても、従来どおり、提出をお願いします。

【改正後（平成19年1月1日以降）の退職金支払に係る市県民税税率】

(表①)

(注1)課税所得	税率	
	市民税	県民税
一律	6%	4%

(注1) 課税所得 = (退職金支払金額 - 退職所得控除額) × 1/2

※勤続年数に応じた「退職所得控除額」の計算方法は変更ありません。

(具体的な税額計算例については、次頁をご覧ください。)

【退職所得に係る市県民税額：計算例】

(例) 30年勤務した方に退職金2,500万円を平成19年1月に支払った場合

①まず、課税退職所得を求めます。(※課税退職所得金額は千円未満の端数を切捨てします。)

$$\text{課税退職所得} = 2,500 \text{ 万円 (退職金)} - 1,500 \text{ 万円 (退職所得控除)} \times 1/2 = 500 \text{ 万円}$$

※退職所得控除額の計算方法

イ 勤続年数が20年以下の場合

$$\text{退職所得控除額} = 40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たない場合は} 80 \text{ 万円)}$$

ロ 勤続年数が20年を超えるの場合

$$\text{退職所得控除額} = 800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

この(例)の場合、退職所得控除額 = 800万円 + 70万円 × (30年 - 20年) = 1,500万円となります。

②次に市民税・県民税それぞれの税額を求めます。

$$\text{(市民税)} \quad 500 \text{ 万円} \times 6\% = 30 \text{ 万円}$$

$$\text{(県民税)} \quad 500 \text{ 万円} \times 4\% = 20 \text{ 万円}$$

③次に市県民税には10%相当額を控除する特例措置がありますので、上記税額に90%を乗じます。

$$\text{(市民税)} \quad 30 \text{ 万円} \times 0.9 = 27 \text{ 万円}$$

$$\text{(県民税)} \quad 20 \text{ 万円} \times 0.9 = 18 \text{ 万円}$$

市県民税あわせて、45万円を長浜市に納付いただくこととなります。

※10%控除後の税額(0.9乗じた税額)に、百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てします。

(参考：所得税の改正税率) ※平成19年1月1日以降の退職金の支払から

【改正前】(所得税：税率)

課税所得	税率	速算控除額
330万円以下の金額	10%	0円
900万円以下の金額	20%	33万円
1,800万円以下の金額	30%	123万円
1,800万円超の金額	37%	249万円

【改正後】(所得税：税率)

課税所得	税率	速算控除額
195万円以下の金額	5%	0円
330万円以下の金額	10%	97,500円
695万円以下の金額	20%	427,500円
900万円以下の金額	23%	636,000円
1,800万円以下の金額	33%	1,536,000円
1,800万円超の金額	40%	2,796,000円

《お問い合わせは》

- 《市県民税》長浜市総務部税務課市民税係
TEL 0749-65-6524 (直通)
- 《所得税》最寄りの税務署